

陳情の提出について

※平成29年第3回定例会から、下線部分が変更されます。

県政について、要望や意見があるときは、どなたでも陳情書を県議会に提出できます。審査の結果、内容が適当と認められると了承されます。

陳情は請願と異なり、関係行政機関へは送付されませんが、陳情に関係する行政機関は、陳情内容に留意し、仕事を進めることとなります。

○ 陳情書の書き方

特に定まった様式はありませんが、次の記載例を参考に邦文を用いて要旨・理由を簡明に記載してください。また、請願と違い、紹介議員は必要ありません。

陳情書の記載例

……についての陳情
1 陳情の要旨
2 陳情の理由
平成 年 月 日
神奈川県議会議長 殿
住所 氏名（署名又は記名押印） 電話番号

【注意事項】

○陳情者が多数の時は、必ず代表者を決めて、本文に明記してください。また、代表者以外の方はほか○名と記載してください。

○署名名簿は本文の後に原本を付けてください。

○団体等で提出する場合の住所、氏名及び電話番号は、下記を記載してください。

・事務所または事業所の所在地

・団体の名称及び代表者の氏名（署名または記名押印（代表者印または個人印））

※陳情者が多数のときは、ほか○名と記載

・日中連絡の取れる電話番号

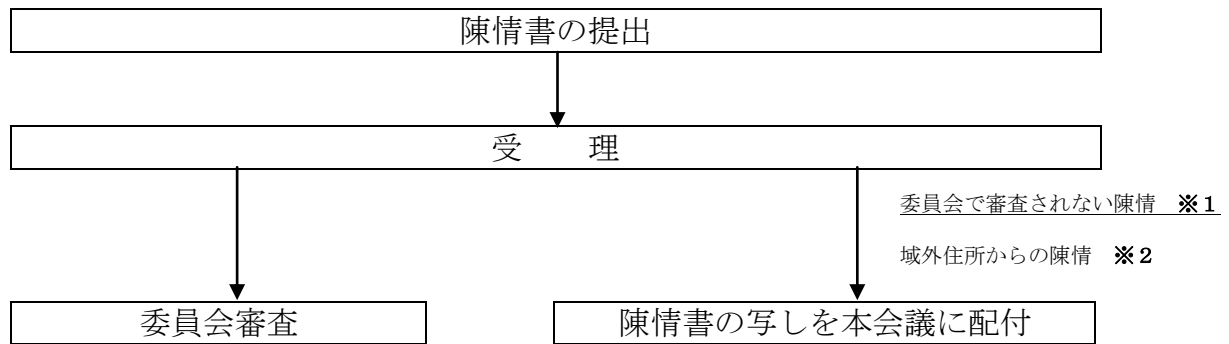
○ 提出期日

原則として、陳情は年3回の定例会（第1回及び第2回定例会はそれぞれ1回。第3回定例会は2回。）で審査されます。当該会期中に審査対象となる陳情書の提出期日は、原則、付託日の休日を除く2日前となります。

※第2回定例会までに提出された陳情は、随時受け付けます。なお、常任委員会の審査の関係上、お早めの提出をお願いします。

※付託日については、県議会の日程をご確認ください。

○審査の流れ



※1 公序良俗に反するもの、個人の私生活の秘密を暴露するもの、個人又は団体の名誉毀損となるものなど、委員会で審査されない場合があります。その場合は、本会議に陳情書の写しが配付されます。

<参考> 委員会で審査されない陳情（陳情書処理規程第2条2項抜粋）

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (2) 公益上の必要なく、個人の私生活の秘密が明らかとなるもの
- (3) 公益上の必要なく、個人又は団体の名誉を毀損し、又はその社会的信用を失墜させるもの
- (4) 係争中の案件等であつて、司法権の独立を侵すおそれのあるもの
- (5) 職員の身分に関し、人事上の処分を求めるもの
- (6) 議決のあつた請願又は陳情と同一趣旨のものであつて、その後の状況に特段の変化がないもの
- (7) 県の公益に関係しないもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、委員会の審査になじまないもの

※2 県内に住所を有しない方から提出された陳情については、委員会で審査されず、本会議に陳情書の写しが配付されます。

○ 点字による陳情

点字による陳情もお受けしています。

1 受理

点字による陳情書を受け付けたのち、議会局で訳文を作成し、陳情者と内容を十分に確認の上、受理します。

2 提出期日

当該会期中に審査対象となる点字による陳情書の提出期日は、原則、付託日の休日を除く7日前となります。

※第2回定例会までの点字による陳情書の提出期日は、常任委員会開催初日の休日を除く5日前です。

※付託日については、県議会の日程をご確認ください。

3 審査結果の通知

点字による陳情書の審査結果は、点字により通知します。

○ 問い合わせ先

陳情についてのお問い合わせは、議事課委員会グループ（電話(045)210-7546）へお願いします。